

# 監査委員公表

## 監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月14日

長崎県監査委員	下	田	芳	之
	同	砥	山	祐
	同	堤		典
				子

# 令和6年度普通会計定期監査結果（後期）

## 第1 監査の概要

令和5年度における普通会計にかかる財務監査（定期監査）及び行政監査を次のとおり実施した。

### 1 監査の基準

長崎県監査基準に準拠して実施

### 2 監査の種類

（1）財務監査（定期監査）（地方自治法第199条第1項及び第4項）

（2）行政監査（地方自治法第199条第2項）

### 3 監査の対象

（1）財務監査

令和5年度 長崎県一般会計

令和5年度 長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計

令和5年度 長崎県農業改良資金特別会計

令和5年度 長崎県林業改善資金特別会計

令和5年度 長崎県県営林特別会計

令和5年度 長崎県沿岸漁業改善資金特別会計

令和5年度 長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計

令和5年度 長崎県用地特別会計

令和5年度 長崎県庁用管理特別会計

令和5年度 長崎県長崎魚市場特別会計

令和5年度 長崎県港湾施設整備特別会計

令和5年度 長崎県公債管理特別会計

令和5年度 長崎県国民健康保険特別会計

（2）行政監査

県の事務の執行、特に県立学校が管理する「私費」の事務の執行

### 4 監査の着眼点

（1）財務監査

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

（2）行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

## 5 監査の実施内容

後期監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

### (1) 監査対象期間

原則として令和5年度を対象としたが、監査委員が必要と認めるときは、令和6年度についても監査日までを対象期間とした。

### (2) 監査対象機関及び実施日

令和6年9月3日から令和7年2月14日までの期間において、122箇所の地方機関（知事部局、県立学校等、警察署）を対象として実施した。

	地 方 機 関			
	知事部局	県立学校等	警察署	計
実地監査	14	17	6	37
書面監査	9	60	16	85
合 計	23	77	22	122

後期監査対象機関、委員監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙1のとおりである。

## 第2 監査の結果

### 1 総括

財務に関する事務及びその他の事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部において、下記の指摘事項等のとおり、是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事務執行の確立に努める必要がある。

## 2 指摘事項等の状況

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものについては、以下のとおりである。

(単位:件)

区分	令和6年度 (A)				令和5年度 (B)				前年度比較 (C)=(A)-(B)			
	指摘事項	指導事項	意見	合計	指摘事項	指導事項	意見	合計	指摘事項	指導事項	意見	合計
財務監査	11	68	0	79	58	156	2	216	47	88	2	137
収入未済	0	0		0	2	1		3	2	1	0	3
収入	1	5		6	10	10		20	9	5	0	14
予算執行	1	3		4	5	10		15	4	7	0	11
契約	4	38		42	29	77		106	25	39	0	64
工事	2	6		8	1	12	1	14	1	6	1	6
補助金等	0	1		1	1	3		4	1	2	0	3
物品	2	7		9	5	27	1	33	3	20	1	24
財産管理	1	8		9	2	13		15	1	5	0	6
その他	0	0		0	3	3		6	3	3	0	6
行政監査	34	32	4	70	1		6	7	34	32	4	70
私費会計	31	28	4	63					31	28	4	63
私費会計以外	3	4		7	1		6	7	3	4	0	7
合計	45	100	4	149	59	156	8	223	14	56	4	74

昨年度と比べ、総数で74件減少している。そのうち、財務監査については、137件減少しており、「契約」において、再委託の承認手続きが不十分などの事例が減少したことなどによる。

なお、令和5年度の行政監査は「職員公舎の現状と課題」をテーマとして実施した。

監査結果は、次の区分により取り扱う。

### (1) 指摘事項

- 法令、条例又は通達等に違反しているもの
- 機関の意思決定が適切になされていないもの
- 収入確保に適切な措置を要するもの
- 予算を目的外に支出しているもの
- 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- 経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- 前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

### (2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

### (3) 意見

- 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- 県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

( 1 ) 財務監査 ( 指摘 11 件、指導 68 件 )

収入について ( 指摘 1 件、指導 5 件 )

温泉水を取水する際の揚水ポンプにかかる電気料の徴収において、減額する根拠が不明である事例などが認められたので、収入事務の適正な執行に努めるべきである。

予算の執行について ( 指摘 1 件、指導 3 件 )

予算執行整理簿 ( 需用費及び備品購入費 ) の担当課長による毎月の確認が行われていない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

契約について ( 指摘 4 件、指導 38 件 )

外壁打診調査業務委託において、検査下命を行わず、検査調書を作成していない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

工事について ( 指摘 2 件、指導 6 件 )

校内放送設備改修工事において、転倒防止策を講じていない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

補助金等について ( 指導 1 件 )

市へ支払う電気代負担金について、電力会社からの請求書等の積算根拠を確認することなく支払っている事例が認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

物品について ( 指摘 2 件、指導 7 件 )

物品の日頃の管理が適切に行われておらず、所在の確認ができない事例などが認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な物品の管理に努めるべきである。

財産の管理について ( 指摘 1 件、指導 8 件 )

港湾施設用地の目的外使用許可に係る使用料の減免において、減免申請書が提出されていない事例などが認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な公有財産の管理に努めるべきである。

( 2 ) 行政監査 ( 指摘 34 件、指導 32 件 )

私費会計において、学校諸費取扱マニュアルに沿った事務処理が行われていない事例、公費で負担すべき経費を私費で負担している事例、保護者に説明することなく会計間で資金移動を行っている事例などが認められた。

また、業者から提出された被保険者等記号・番号がマスクングされていない健康保険証の写しをそのまま保管している事例などが認められたので、事務の適正な執行に努めるべきである。

### 第3 指摘事項

次のような不適切な事例があったので、適正に事務を執行すること。

#### 1 総務部

##### (1) 物品

寄附により受け入れた美術工芸品について、寄附受納の手続がなされていない。  
また、物品出納簿に登録されていないものがある。 [東京事務所]

#### 2 地域振興部

##### (1) 契約

一般国道 207 号道路公園清掃業務委託において、ランダム化により予定価格等を決定することを入札執行通知書に記載していない。

[県央振興局管理部総務課]

#### 3 福祉保健部

##### (1) 予算の執行

予算執行整理簿（需用費及び備品購入費）の総務課長による毎月の確認が行われていない。

[こども医療福祉センター]

#### 4 水産部

##### (1) 契約

養殖筏連絡橋補修工事の契約書において、契約日を「令和6年3月決裁日」としている。

また、契約書に契約不適合責任期間（年数）を記載していないものや契約書の作成部数を記載していないものがある。

[総合水産試験場]

#### 5 農林部

##### (1) 行政監査

業者から提出された被保険者等記号・番号がマスキングされていない健康保険証の写しをそのまま保管している。

[農林技術開発センター]

#### 6 土木部

##### (1) 物品

物品の日頃の管理が適切に行われておらず、所在の確認ができない物品がある。

[対馬振興局建設部管理課、河港課]

##### (2) 財産の管理

港湾施設用地の目的外使用許可に係る使用料の減免において、減免申請書が提出されていないものや許可伺に減免根拠が記載されていないものがある。

[県央振興局建設部管理課]

## 7 教育庁

### (1) 収入

温泉水を取水する際の揚水ポンプにかかる電気料の徴収において、減額する根拠が不明である。 [鹿町工業高等学校]

### (2) 契約

外壁打診調査業務委託において、検査下命を行わず、検査調書を作成していない。 [猶興館高等学校]

学校が管理する公舎の浄化槽保守点検業務委託において、契約書の作成を省略するなど、契約手続きに不備がある。 [鹿町工業高等学校]

### (3) 工事

清峰高校校務用 LAN 設備更新工事において、納品された機器の管理が不十分である。

また、機器設置場所の変更に伴い使用しない機材が生じたにも関わらず、減額変更等を行うことなく不要な機材を納品させている。 [清峰高等学校]

校内放送設備改修工事において、転倒防止策を講じていない。

[佐世保特別支援学校]

### (4) 行政監査 ( の学校別内訳は、別紙 2 の図表 4 及び図表 5 参照)

学校諸費取扱マニュアルに沿った事務処理が行われていないものがある。

[長崎北陽台高等学校ほか 19 校]

公費で負担すべき経費を私費で負担しているものがある。

[長崎北陽台高等学校ほか 9 校]

保護者に説明することなく会計間で資金移動を行っているものがある。

[大村城南高等学校]

職務専念義務免除の承認がなされていない。

[小浜高等学校]

公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。

[上五島高等学校]

## 第4 意見（県立学校が管理する私費会計の会計経理等について）

教育活動は、税金等の「公費」と、生徒又は保護者が自らのために個人負担する「私費」で賄われている。このうち、「私費」は、学校教育活動に必要な経費として公共性を有するとともに、その管理と取扱いを保護者が校長に信託していることなどから、「公費」に準じた適正な会計処理を行う必要があるとされている。

私費会計のうち学校諸費については、平成18年度の行政監査結果を踏まえて、「学校諸費取扱マニュアル（平成19年12月長崎県教育委員会制定、平成24年2月最終改定。以下「マニュアル」という。）」を制定している。そして、各県立学校は、マニュアルに基づき私費会計を運用している。

私費会計については、生徒の減少、空調機関係経費の公費化など、今後も大きな変化が見込まれる。

については、監査結果を参考に、今後とも適切かつ効率的な執行に努めるとともに、生徒又は保護者が自らのために個人負担するという私費の本来の目的を踏まえ、私費会計の執行体制を整備されたい。

なお、検討に当たっては、マニュアルを改正した平成24年当時と比較して学校の教職員が減少していることなどを鑑みて、教職員の事務負担が著しく増加することのないよう十分に配慮されたい。

今回の監査において、執行機関等に対し速やかに改善・検討などを促すことが必要と認められるものは、以下のとおりである（詳細については別紙2参照）。

### 1 私費会計の統合整理について

事務職員の事務の効率化、リスク軽減などの観点から、マニュアルに私費会計の設置基準を定めるとともに、各会計の必要性を検討し、統廃合が可能な会計の整理を行うよう各県立学校へ周知を図られたい。  
[教育環境整備課]

### 2 剰余金の処理及び会計間の資金移動について

資金の透明性や保護者への説明責任の確保、不正リスク軽減などの観点から、次の点をマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知を図られたい。

剰余金の必要性、使用時期、用途、使用見込額などを整理すること。

[教育環境整備課]

会計の運用に支障を来すおそれがあるとして、やむを得ず会計間で資金移動を行う場合には、資金移動を行うことを関係会則等に明記するなどした上で、保護者に対して十分な説明を行うこと。  
[教育環境整備課]

教育活動に要する経費（実費相当額）を徴収する学校徴収金については、原則として剰余金を発生させないよう、学校諸費検討委員会において保護者を交えて検討し、適正規模の予算額を設定すること。  
[教育環境整備課]

P T A等の規約に基づき会費を徴収する団体徴収金については、剰余金を増加させない適切な会費を設定するよう、P T A等に働きかけを行うこと。また、購買部など保護者からの会費以外を原資に運用する会計については、生徒の学校生

活に必要な物品の販売であり、収益を目的としたものではないことなどを踏まえて、剰余金の処理方針について検討を行うよう、P T A等に働きかけを行うこと。

[教育環境整備課]

周年事業や全国大会参加などの特定目的に使用する積立金会計については、過去の実績額等と照らして現在の積立額が適切な規模であるか検証し、必要に応じて年間積立額の見直しを図るよう、P T A等に働きかけを行うこと。また、令和5年度以降、取付工事費や維持管理費用が公費化された空調機会計については、今後の剰余金の処理方針を検討するよう、P T A等に働きかけを行うこと。

[教育環境整備課]

### 3 私費及び公費の負担区分について

保護者から徴収した会費等で私費会計を運営しているという点を十分に考慮した上で、P T A等に修繕費等を過度に負担させないよう、公費で負担する経費と私費で負担する経費を整理し、その結果をマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知を図りたい。

[教育環境整備課]

### 4 私費会計の執行体制について

児童生徒又は保護者が自らのために個人負担する「私費」であることを踏まえ、透明性を確保し、説明責任を果たすべく、次の点について対策を講じられたい。

教育庁において定期的な実態調査等を行う専門部署を創設するなど私費会計に対する調査・指導体制を整備すること。

[教育政策課、教育環境整備課]

今回の監査で見受けられた事例や昨年の不適切な会計処理事案の再発を防ぐため、マニュアルの改正を行うなどの対策を講じ、各県立学校へ周知を図ること。

[教育環境整備課]

労務管理に関しては、P T A雇用職員の労働者名簿や賃金台帳が作成されていないもの、P T A雇用職員に令和6年度契約更新時に無期転換申込みに関する事項を明示していないものなどが見受けられたため、労働基準法等に遵守した適正な事務が行われるよう、P T A等に働きかけを行うことについてマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知を図ること。

[教育環境整備課]

各種団体から学校への補助金受入口座に経緯不明な残金が保管されていた事例を踏まえて、補助金を適切に処理、管理するようマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知するとともに、県からの補助金交付先である長崎県高等学校体育連盟や長崎県高等学校文化連盟をはじめとした各種団体へ、各県立学校の口座残金の確認を十分に行うよう、所管課において併せて指導すること。

[教育環境整備課、学芸文化課、体育保健課]

(別紙) 委員監査の実施状況

1 実地監査

監査対象機関	委員監査年月日	監査委員
[振興局等]		
(振興局)		
県央振興局	令和6年12月20日	下田 大場 芳之 博文 砺山 堤 祐実 典子
五島振興局	令和6年11月19日	下田 大場 芳之 博文 砺山 堤 祐実 典子
五島振興局上五島支所	令和6年11月20日	下田 芳之 堤 典子
壱岐振興局	令和6年11月14日	下田 大場 芳之 博文 砺山 堤 祐実 典子
対馬振興局	令和6年11月15日	下田 大場 芳之 博文 砺山 堤 祐実 典子
(総務部関係)		
東京事務所	令和6年11月8日	下田 芳之
(福祉保健部関係)		
長崎こども・女性・障害者支援センター	令和7年1月15日	砺山 祐実 堤 典子
佐世保こども・女性・障害者支援センター	令和7年1月23日	砺山 祐実 堤 典子
こども医療福祉センター	令和7年1月15日	下田 芳之 大場 博文
(産業労働部関係)		
佐世保高等技術専門学校	令和7年1月23日	砺山 祐実 堤 典子
(水産部関係)		
総合水産試験場	令和7年1月16日	下田 芳之 大場 博文
(農林部関係)		
農林技術開発センター	令和7年1月15日	下田 芳之 大場 博文
肉用牛改良センター	令和7年1月23日	下田 芳之 大場 博文
(土木部関係)		
石木ダム建設事務所	令和7年1月16日	砺山 祐実 堤 典子

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
[県立学校等]		
長崎北陽台高等学校	令和7年1月16日	下田 芳之 大場 博文
佐世保西高等学校	令和7年1月24日	砺山 祐美 堤 典子
猶興館高等学校	令和7年1月23日	下田 芳之 大場 博文
西彼杵高等学校	令和7年1月16日	下田 芳之 大場 博文
北松西高等学校	令和7年1月24日	砺山 祐美 堤 典子
宇久高等学校	令和7年1月24日	砺山 祐美 堤 典子
上五島高等学校	令和6年11月20日	砺山 祐美 大場 博文
中五島高等学校	令和6年11月20日	砺山 祐美 大場 博文
上対馬高等学校	令和6年11月15日	下田 芳之 大場 博文
大村城南高等学校	令和7年1月15日	下田 芳之 大場 博文
長崎明誠高等学校	令和7年1月16日	下田 芳之 大場 博文
清峰高等学校	令和7年1月24日	下田 芳之 大場 博文
ろう学校	令和7年1月16日	砺山 祐美 堤 典子
佐世保特別支援学校	令和7年1月24日	下田 芳之 大場 博文
虹の原特別支援学校	令和7年1月15日	下田 芳之 大場 博文
鶴南特別支援学校	令和7年1月15日	砺山 祐美 堤 典子
希望が丘高等特別支援学校	令和7年1月15日	砺山 祐美 堤 典子

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
[警察署]		
長崎警察署	令和7年1月15日	砺山 祐実 堤 典子
諫早警察署	令和7年1月16日	堤 典子
川棚警察署	令和7年1月16日	砺山 祐実 堤 典子
平戸警察署	令和7年1月23日	下田 芳之 大場 博文
新上五島警察署	令和6年11月20日	下田 芳之 堤 典子
対馬北警察署	令和6年11月15日	砺山 祐実 堤 典子

## 2 書面監査

監 査 対 象 機 関	監 査 対 象 機 関
[振興局等]	長崎南高等学校
(危機管理部関係)	長崎北高等学校
消防学校	佐世保南高等学校
(県民生活環境部関係)	佐世保北高等学校
諫早食肉衛生検査所	島原高等学校
川棚食肉衛生検査所	諫早高等学校
(福祉保健部関係)	西陵高等学校
西彼福祉事務所	諫早東高等学校
東彼・北松福祉事務所	大村高等学校
上五島福祉事務所	松浦高等学校
(こども政策局関係)	対馬高等学校
開成学園	豊玉高等学校
(産業労働部関係)	壱岐高等学校
長崎高等技術専門校	五島高等学校
(農林部関係)	五島南高等学校
農業大学校	奈留高等学校
[県立学校等]	大崎高等学校
埋蔵文化財センター	国見高等学校
対馬歴史研究センター	小浜高等学校
教育センター	口加高等学校
長崎図書館	川棚高等学校
長崎東高等学校	波佐見高等学校
長崎西高等学校	島原農業高等学校

監 査 対 象 機 関	監 査 対 象 機 関
諫早農業高等学校	時和特別支援学校
北松農業高等学校	川棚特別支援学校
西彼農業高等学校	長崎特別支援学校
長崎工業高等学校	諫早特別支援学校
佐世保工業高等学校	諫早東特別支援学校
鹿町工業高等学校	大村特別支援学校
島原工業高等学校	桜が丘特別支援学校
大村工業高等学校	[警察署]
佐世保商業高等学校	大浦警察署
島原商業高等学校	浦上警察署
諫早商業高等学校	時津警察署
壱岐商業高等学校	西海警察署
長崎鶴洋高等学校	雲仙警察署
佐世保東翔高等学校	島原警察署
平戸高等学校	南島原警察署
五島海陽高等学校	大村警察署
島原翔南高等学校	早岐警察署
鳴滝高等学校	佐世保警察署
佐世保中央高等学校	相浦警察署
長崎東中学校	江迎警察署
佐世保北中学校	松浦警察署
諫早高等学校附属中学校	五島警察署
盲学校	壱岐警察署
島原特別支援学校	対馬南警察署

## (別紙2) 県立学校が管理する私費会計の会計経理等について

### 第1 監査の背景

教育活動費は、税金等によって賄われる「公費」と、生徒又は保護者が自らのために個人負担する「私費」に区分されている。このうち、「私費」は、学校教育活動に必要な経費として公共性を有するとともに、その管理と取扱いを保護者が校長に信託していることなどから、「公費」に準じた適正な会計処理を行う必要があるとされている。

ここで、教育活動費を分類すると、図表1のとおりである(以下、私費の執行に当たり、各県立学校が設置している会計を「私費会計」という。)

図表1 教育活動費の分類

教育活動費	公費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教職員の人件費、学校の管理運営費、施設管理費</li> <li>2 学級・学年・学校単位で共用又は備え付けとするものの経費、指導のための教材等にかかる経費</li> </ol>					
	私費	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><b>学校徴収金</b></p> <p>学校が教育活動に要する経費として、校長名で徴収する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童生徒個人の所有にかかる経費</li> <li>2 教育活動の結果として、その教材等やそこから生じる直接的利益が、児童生徒個人に還元されるものにかかる経費</li> <li>3 生徒会活動や部活動等にかかる経費</li> </ol> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><b>団体徴収金</b></p> <p>P T A等の各団体名で徴収するもので、各団体の規約に基づき、会計執行権限が学校に委任されている経費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">P</td> <td>1 P T A等団体自体の運営経費(P T A等団体運営費会計)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">T</td> <td>2 学校教育活動推進の支援的経費(教育振興費会計、部活動振興費会計、進路指導費会計、各種積立金会計など)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>3 その他の経費(空調機会計、セミナー会計、卒業記念品会計、購買部会計など)</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>同窓会</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><b>学校指定物品</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校が購入価格や販売業者を決定し、保護者が販売業者から直接購入するもの</li> <li>2 学校が購入価格や販売業者を決定、購入し、児童生徒へ販売するもの</li> </ol> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><b>各種団体からの事業(事務)費、助成金等</b></p> <p>部活動の後援会や周年行事实行委員会等の事業(事務)費等</p> </div>	P	1 P T A等団体自体の運営経費(P T A等団体運営費会計)	T	2 学校教育活動推進の支援的経費(教育振興費会計、部活動振興費会計、進路指導費会計、各種積立金会計など)	A
P	1 P T A等団体自体の運営経費(P T A等団体運営費会計)						
T	2 学校教育活動推進の支援的経費(教育振興費会計、部活動振興費会計、進路指導費会計、各種積立金会計など)						
A	3 その他の経費(空調機会計、セミナー会計、卒業記念品会計、購買部会計など)						

(注) 本図表は、「学校諸費取扱マニュアル(平成19年12月長崎県教育委員会制定、平成24年2月最終改訂。以下「マニュアル」という。)」を基に作成したものである。

私費会計のうち学校諸費については、平成18年度に行政監査を実施しており、教育委員会は、その結果を踏まえてマニュアルを制定している。そして、各県立学校は、マニュアルに基づき私費会計を運用している(以下、平成18年度に実施した行政監査の結果報告書を「平成18年度報告」という。)

しかし、一部の都道府県において、領収書がないなどの不適切な事務処理、私的流

用などが見受けられている。また、本県においても、令和6年3月に保護者の同意を得ることなく修学旅行費などのための積立金を卒業記念品購入費に充てていた事案、同年11月に会計年度任用職員による横領事案が報道されたところである。

そこで今回、県立学校73校のうち高等学校14校、特別支援学校6校の合計20校が管理している私費会計を対象に、執行に当たり効率的な事務を行っているか、保護者から徴収した会費等が所期の目的に照らして効率的かつ有効に活用されているか、マニュアルに基づき適切に事務処理を行っているかなどに着眼して行政監査を実施した。

## 第2 監査結果の詳細

### 1 私費会計の統合整理について

令和5年度末時点で20校が管理している私費会計の平均設置数(振替用口座や現在稼働していない口座などを除く。)は、図表2のとおり、高等学校で19.2会計、特別支援学校で14.2会計となっており、最も設置数が多い高等学校で43会計、最も設置数が少ない高等学校で10会計となっているなど、県立学校によって設置数に差異が見受けられた。

会計設置数が多い県立学校においては、学校徴収金で簿記、漢字検定など検定ごと又は履修教科ごと、団体徴収金で部活動、進路指導、空調機など支出目的ごとに会計を設置しており、会計ごとに預金口座を開設して会費を管理していた。中には、会計の設置目的が重複している事例や設置目的が不明確な事例も見受けられた。

図表2 20校における私費会計の設置状況(令和5年度末時点)

		会計設置数			
		学校徴収金	団体徴収金	学校諸費以外	
高等学校	私費会計設置数(14校平均)	19.2	6.4	10.9	1.9
	うち最も設置数の多い学校	43	25	12	6
	うち最も設置数の少ない学校	10	5	5	0
特別支援学校	私費会計設置数(6校平均)	14.2	7.7	5.0	1.5
	うち最も設置数の多い学校	29	19	7	3
	うち最も設置数の少ない学校	7	1	4	2

(注) 振替用口座や現在稼働していない口座などを除いている。

私費会計は、振替用口座などに一括して会費等を納入したのちに各会計に振り替えるため、会計数、すなわち預金口座数が多いほど振替事務に時間を要するほか、口座管理が煩雑になり、職員の負担は大きいものと考えられる。

また、不適切な事務処理の発見が遅れるおそれもあり、リスクが高い状況といえる。

については、事務職員の事務の効率化、リスク軽減などの観点から、マニュアルに私費会計の設置基準を定めるとともに、各会計の必要性を検討し、統廃合が可能な会計の整理を行うよう各県立学校へ周知を図られたい。 [教育環境整備課]

### 2 剰余金の処理及び会計間の資金移動について

剰余金・会計間の資金移動(流用)については、平成18年度報告において、保護者等への説明が十分でないまま卒業アルバム積立金として徴収したものの一部を同窓会入金などに充当していた事例、翌年度への繰り越した理由、算定根拠や処理方法を

示していない事例があるとして、剰余金をできるだけ発生しないよう十分検討するとともに発生したものについては徴収目的に沿った処理とすること、目的外に流用等を行う場合には適切な手続きを経て保護者等に対して十分説明することが望まれると述べており、マニュアルにおいてもその旨言及している。

そして、令和6年3月の事案を受けて、教育環境整備課は、各県立学校に対して、「学校諸費の適正な事務処理について(通知)(令和6年3月13日付5教環第444号)」を发出し、「各会計間の資金の移動は、徴収目的が異なることから安易に行わないこと。」などを周知している。

#### (1) 剰余金の処理方法

20校は、保護者からの会費等を原資に運用している会計を305会計設置しているが、このうち、収支差額を全額返還している会計などを除いた249会計の令和5年度決算額は、図表3のとおりとなっており、20校は、収支差額計4億5,832万円をそのまま剰余金として翌年度に繰り越すこととしていた。

図表3 剰余金の発生状況(令和5年度末時点)

(単位:円)					
	会計数	令和4年度 繰越額(a)	令和5年度 収入額(b)	令和5年度 支出額(c)	収支差額 (剰余金額) (a)+(b)-(c)
学校徴収金	90 (66.2%)	78,676,023	211,089,978	196,069,131	93,696,870
団体徴収金	159 (94.1%)	371,183,155	205,883,565	212,443,571	364,623,149
計	249 (81.6%)	449,859,178	416,973,543	408,512,702	458,320,019

(注) 括弧書きは、保護者からの会費を原資に運用している305会計(学校徴収金136会計、団体徴収金169会計)のうち、剰余金として翌年度に繰り越している会計の割合である。

剰余金には、既に卒業している生徒から徴収した会費が含まれているため、剰余金の使用は、PTA活動等による便益を得ない者(卒業生)の会費を他者(在校生)に対して使用することを意味する。

したがって、収支差額を剰余金として翌年度に繰り越して使用するのであれば、剰余金の使用時期、用途、使用見込額などを明確にした上で、卒業後も他の生徒のために活用することについて保護者に説明する必要があるが、十分な説明責任を果たしているとは言い難い状況であった。

また、前記249会計のうち、10校27会計において、500万円以上の剰余金を保有していた。剰余金には、周年事業や全国大会など特定目的に使用するものも含まれているが、多額の現金保有は横領などの不正リスクを誘発するため、必要以上に剰余金を保有することは適切ではない。

なお、購買部など商品の販売収入、すなわち保護者からの会費等以外を原資としている会計においても、9校9会計で100万円以上の剰余金を保有していた。

## (2) 会計間資金移動

平成 18 年度報告や令和 6 年 3 月の事案と同様、保護者に説明することなく会計間で資金移動を行っている事例が 6 校 16 会計において見受けられた。

各県立学校は、会則等に基づく会費等を基に予算を執行するため、保護者に説明することなく資金を移動して、徴収目的の異なる会費等を使用することは、目的外使用に相当する。

上記事例の中には、生徒数の減少（会費収入の減少）で会計の運用に支障を来したため、多額の剰余金を有する会計から資金を移動することが常態化していた県立学校も見受けられており、各会計の会費設定が十分でなかったものと考えられる。

については、(1)及び(2)を踏まえて、資金の透明性や保護者への説明責任の確保、不正リスク軽減などの観点から、次の点をマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知を図られたい。

剰余金の必要性、使用時期、用途、使用見込額などを整理すること。

[教育環境整備課]

会計の運用に支障を来すおそれがあるとして、やむを得ず会計間で資金移動を行う場合には、資金移動を行うことを関係会則等に明記するなどした上で、保護者に対して十分な説明を行うこと。

[教育環境整備課]

教育活動に要する経費（実費相当額）を徴収する学校徴収金については、原則として剰余金を発生させないよう、学校諸費検討委員会において保護者を交えて検討し、適正規模の予算額を設定すること。

[教育環境整備課]

P T A 等の規約に基づき会費を徴収する団体徴収金については、剰余金を増加させない適切な会費を設定するよう、P T A 等に働きかけを行うこと。また、購買部など保護者からの会費以外を原資に運用する会計については、生徒の学校生活に必要な物品の販売であり、収益を目的としたものではないことなどを踏まえて、剰余金の処理方針について検討を行うよう、P T A 等に働きかけを行うこと。

[教育環境整備課]

周年事業や全国大会参加などの特定目的に使用する積立金会計については、過去の実績額等と照らして現在の積立額が適切な規模であるか検証し、必要に応じて年間積立額の見直しを図るよう、P T A 等に働きかけを行うこと。また、令和 5 年度以降、取付工事費や維持管理費用が公費化された空調機会計については、今後の剰余金の処理方針を検討するよう、P T A 等に働きかけを行うこと。

[教育環境整備課]

## 3 私費及び公費の負担区分について

私費及び公費の負担区分については、平成 18 年度報告において、区分基準を定めておらず、公費負担の対象となると考えられる経費を学校徴収金から支出していたとして、公費負担の対象となるものについては、予算化に向けた努力が望まれるとともに、学校徴収金により負担する場合には、保護者等に対する説明責任について十分に配慮して行うよう望まれると述べている。

そして、平成 18 年度報告を踏まえて制定されたマニュアルによると、図表 1 のとお

り、学校の管理運営費、施設管理費や、学級・学年・学校の単位で共用又は備え付けとするものの経費、指導のための教材費等は公費負担であるとしている。

また、修学旅行等の引率旅費については「修学旅行等児童・生徒引率職員に対する県費支給基準」(平成2年4月付2教職第198号。平成26年4月最終改正)空調設備の取付工事費や維持管理費、修繕費(P T A所有の空調機を含む。)については「P T A設置空調機器の取扱いについて」(令和5年3月17日付4教環第396号)などに基づき、公費負担とされている。

しかし、図表4のとおり、公費で負担すべき経費を私費で負担している事例、私費で負担する根拠が不明確な事例が見受けられた。

図表4 公費で負担すべき経費を私費で負担している事例及び私費で負担する根拠が不明確な事例（主なもの）

区分	費用名	公費で負担すべき経費の事例	私費で負担する根拠が不明確な事例
施設管理費	修繕費用	事務室排水詰り修繕（佐世保西） 職員公舎補修材料（宇久）	温室換気扇取替、福祉介護実習室ブラインド補修ロープ、生徒玄関補修用塗料
	設置費用	職員用トイレカーテン（猶興館）	-
	空調機	-	取付工事、保守点検、水漏れ調査、水漏れ修理、清掃
	除草等費用	-	除草剤、校内除草作業
	鍵制作費	職員が破損した図書室鍵（西彼杵） 職員室及び事務室内机鍵（小浜） カウンセラー用カウンセラー室合鍵（佐世保西）	普通教室扉鍵
	その他	バスケットゴール不具合確認費用（佐世保西）	体育祭駐車場誘導員派遣委託、停電復旧費用
学級・学年・学校の単位で共用又は備え付けとするものの経費	備品、消耗品購入	消火器（佐世保西）	体育館ステージ上スクリーン、殺虫剤、コロコロカーペットクリーナー、上質紙、キーボックス、草刈り機替え刃、浄化槽サンポール、トイレトーパー
	備品修理	-	輪転機、製氷機不具合調査
指導のための教材費等	-	-	新体力テスト分析処理費用、通知票郵送代
その他	負担金 年会費 参加費 等	-	高等学校校長協会、副教頭・副校長会などの負担金（学校負担分）
		-	県高等学校・特別支援学校教育研究会、体育主任連絡協議会、県工業連合会との意見交換会懇親会などの会費
		-	校長会誌分担金
		九州地区学校図書館研究大会参加費、九州地区英語教育研究大会大分大会参加費（長崎北陽台） 県高教研美術・工芸部会参加費（清峰）	-
	旅費	高総体職員宿泊料（佐世保特支）	修学旅行、部活動遠征などの引率旅費、用務先が学校の近辺にある場合の旅費
その他	蛍光灯処分（大村城南） 新転任職員身分証明書（長崎北陽台） 校長写真（希望が丘特支） 職員用名刺マルチカード（清峰） 校長室マグネット（佐世保西）	職員室機密文書等廃棄、文書廃棄等に伴う運搬ガソリン代、臨時免許状申請手数料	

（注）公費で負担すべき経費の事例を指摘事項と整理している。括弧は県立学校名（略称）

これらの経費を私費で負担したことについて、各県立学校によると、「従前から私費で負担している」「緊急を要する」「PTAには職員も入会しており会費を負担している」「公費予算が限られている」「私費会計のうち教育振興費会計(PTA会計の一つ)において、環境整備のための経費が予算措置されている」などと説明している。

前記のとおり、学校徴収金及び団体徴収金は、その管理と取扱いを保護者が校長に信託しているものであるため、予算の執行権は学校の裁量に委ねられている。

しかし、前記のとおり、「私費」は生徒又は保護者が自らのために出費するものであり、私費及び公費の負担区分はその観点から判断されるべきである。

これを踏まえると、公費負担できる性質の経費であるか否かの基準を明確にせず、また、保護者に対して十分な説明を行わないまま「私費」で支出することは、本来の私費の執行の在り方とは言い難い。

については、保護者から徴収した会費等で私費会計を運営しているという点を十分に考慮した上で、PTA等に修繕費等を過度に負担させないよう、公費で負担する経費と私費で負担する経費を整理し、その結果をマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知を図られたい。 [教育環境整備課]

#### 4 私費会計の執行体制について

学校諸費の執行体制については、平成18年度報告において、事故や事件の発生の未然防止や省力化を図るため、決算、監査及び契約等の共通部分を始め可能なものについて、その取扱いのルール化や具体化したマニュアル・様式の作成の検討が望まれると述べている。

そして、平成18年度報告を踏まえて制定されたマニュアルでは、学校諸費以外の会計を含む私費会計に関する事務処理等が定められており、その主な内容は次のとおりである。

- ・ 長崎県財務規則等に準じた適正な事務処理を行うこと。
- ・ 不正が行われない執行・監査体制を確立すること。
- ・ 学校諸費が保護者の経済的負担のもとに徴収されていることを常に認識し、コスト意識をもって保護者負担の軽減や納入しやすい体制づくりに努め、安易に保護者に負担を求めることがないように留意すること。
- ・ 会計処理の透明性を堅持するためにも、説明責任・情報の提供を積極的に果たしていくという姿勢が各学校には一層求められており、管理職をはじめとする教職員全体の意識改革が必要であること。
- ・ 全ての収入及び支出の執行が終了したら、監査を受け、決算及び監査の結果を保護者等に説明すること。
- ・ 学校徴収金については、校長、保護者の代表等で構成された学校諸費検討委員会を設置し、学校諸費検討委員会設置要綱に基づき、予算、決算、監査、学校指定物品の選定等について審議すること。
- ・ 団体徴収金については、団体の規約に基づき会計処理を行うのが基本であるとしつつも、実態として校長に会計事務権限が委任され、教職員が会計事務に携わっている以上、学校は「善良な管理者の注意義務」をもって適正な事務処理に心がける

こと。

- ・ 学校諸費以外の会計については、年度末に学校諸費検討委員会の監査委員等による監査を受けるなど学校諸費に準じた適正な会計処理を行うこと。
- ・ 教育委員会は、私費会計について定期的な実態調査及び実地指導を行うこと。

しかし、教育委員会は、マニュアルに沿った業務の執行がなされているかの実態調査や実地指導を定期的に行っておらず、図表5のとおり、マニュアルに沿った事務処理が行われていない事例が見受けられた。

図表5 私費会計の執行体制に不備があったものの状況

区分	見受けられた事例	県立 学校数	会計数	左のうち指摘事 項と整理した県 立学校(略称)
決算に誤 りがある もの	当年度徴収会費等を翌年度収入に計上しているもの	1	7	-
	購買部に設置したレジの釣銭や当年度中に発生した受取利息を決算額に計上していないもの	5	5	-
	市町等からの補助金受入用口座、振替用口座などに経緯不明の残金があるもの	8	15	佐世保西、猶興館、小浜、長崎明誠、佐世保特支、虹の原特支
決算書未 作成、監 査未実施 など不適 切な会計 処理が行 われているもの	予算書又は事業計画を作成していないもの	4	13	-
	他会計で負担すべき経費を負担していたもの	3	3	-
	決算書を作成していないもの	8	22	佐世保西、宇久、小浜、島原農業、ろう学校、鶴南特支、希望が丘特支、諫早特支
	決算書の記載に不備があるもの	1	1	-
	現金の管理が不十分なもの(簿外管理しているもの、学校諸費として取り扱うことなく教職員が現金を管理しているものなど)	2	2	清峰、虹の原特支
	監査を実施していないもの	20	139	20校
	教職員が行った立替払に対する精算が遅延しているもの	1	1	-
預金口座の銀行印と通帳を同じ場所に保管しているもの	3	51	-	
会則未整 備、委員 会未実施 など意思 決定が適 切になさ れていな いもの	学校諸費検討委員会設置要綱を策定していないもの	1	3	上対馬
	学校諸費検討委員会を実施していないもの、保護者からの徴収額について委員会で審議していないもの	7	26	-
	徴収金額、会計の設置目的(積立根拠、用途)などについて会則に規定がないもの	13	24	-
	保護者に監査結果及び決算の報告を行っていないもの	19	113	-
その他	P T A雇用職員の労働者名簿や賃金台帳が作成されていないもの、P T A雇用職員に令和6年度契約更新時に無期転換申込みに関する事項を明示していないものなど	4	6	長崎北陽台、猶興館、大村城南
	兼職許可の手續などに不備があるもの	1	2	小浜
	学校制服等の売買契約書の記載に不備があるもの	1	-	-
執行体制に不備があった県立学校数及び会計数(純計)		20 (100%)	222 (58.0%)	20校、154会計 (100%、40.2%)

注(1) 一つの県立学校や一つの会計で複数の事例があるため、各事案の県立学校数及び会計数を合計しても「執行体制に不備があった県立学校数及び会計数(純計)」や監査結果報告書第2の「2 指摘事項等の状況」で示した表と一致しない。

注(2) 括弧書きは、監査の対象とした20校383会計(振替用口座などを含む。)に占める執行体制に不備があったもの及び指摘事項と整理したものの割合である。

注(3) 「学校制服等の売買契約書の記載に不備があるもの」は、会計を設置していない学校指定物品に関する事例である。

については、児童生徒又は保護者が自らのために個人負担する「私費」であることを踏まえ、透明性を確保し、説明責任を果たすべく、次の点について対策を講じられたい。

教育庁において定期的な実態調査等を行う専門部署を創設するなど私費会計に対する調査・指導体制を整備すること。 [教育政策課、教育環境整備課]

今回の監査で見受けられた事例や昨年の不適切な会計処理事案の再発を防ぐため、マニュアルの改正を行うなどの対策を講じ、各県立学校へ周知を図ること。

[教育環境整備課]

労務管理に関しては、PTA雇用職員の労働者名簿や賃金台帳が作成されていないもの、PTA雇用職員に令和6年度契約更新時に無期転換申込みに関する事項を明示していないものなどが見受けられたため、労働基準法等に遵守した適正な事務が行われるよう、PTA等に働きかけを行うことについてマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知を図ること。 [教育環境整備課]

各種団体から学校への補助金受入口座に経緯不明な残金が保管されていた事例を踏まえて、補助金を適切に処理、管理するようマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知するとともに、県からの補助金交付先である長崎県高等学校体育連盟や長崎県高等学校文化連盟をはじめとした各種団体へ、各県立学校の口座残金の確認を十分に行うよう、所管課において併せて指導すること。

[教育環境整備課、学芸文化課、体育保健課]